

# 採取産業透明性イニシアティブ (EITI) 国家、企業、NGO 等マルチ・ステークホルダーによる CSR の取り組み

2011.1.29 GC 研究会合宿  
神奈川大学 山崎公士

## はじめに

採取産業(Extractive Industries)：石油・ガス・鉱物資源等の探査・開発・採取にかかわる産業。

## 1 採取産業透明性イニシアティブ (Extractive Industries Transparency Initiative : EITI)

### 1-1 概要

採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減に関し責任ある資源開発を促進する多国間協力の枠組み。発展途上国政府、採取企業、市民社会の平等で開放的な参加形態が特徴。

### 1-2 契機

2002年9月に開催されたヨハネスブルグ・サミットで、イギリスのブレア首相が、資源開発事業に伴う資金の流れの透明化を求める「採取産業透明性イニシアティブ (EITI)」を提唱。

### 1-3 背景

- (1) 資源開発産業からもたらされる収益は、持続可能な開発に向けた経済成長における重要な推進力となる。
- (2) 天然資源の豊かな国は、そうでない国に比べ相対的に発展が遅れており、天然資源の豊かさと貧困との間に、密接な相関関係が見られる<sup>(1)</sup> (いわゆる「資源の呪い (resource curse)」<sup>(2)</sup>)。
- (3) 資金の流れの透明性確保は、アカウンタビリティを向上させ、天然資源の開発による収益が、効率的かつ公正な方法で使用されることを促進させるとともに、資金の不正流用などのリスクを低減させる。

### 1-4 目標

開発企業からのロイヤルティ等の支払額、ホスト国の歳入等を資源国政府が公表し、その歳入の使途の透明性向上に役立たせることにより、天然資源開発からの収益の効率的かつ公正な方法での使用を促進するとともに、資金の不正流用などのリスクを低減させることで、政治腐敗の予防と貧困撲滅に繋げること。

## 2 EITI の実施

⇒ EITI FACT SHEET, 25 November 2010  
<http://eiti.org/files/2010-11-25%20EITI%20Fact%20Sheet.pdf>

### 2-1 実施国

2010年11月現在、以下の28か国がEITI認証ガイドにある加盟に関する4つの基準<sup>(3)</sup>を満たした「候補国 (Candidate Country)」となっている。候補国となってから2年以内にEITI認証基準 (EITI Validation)<sup>(4)</sup>をすべて満たした国が「遵守国 (Compliant Country)」と認定される (現在、5か国)。

#### 【遵守国】5か国

(1) 石油、天然ガス、鉱物等の資源開発を行う際に、開発企業(採取産業)から資源国に支払われる税金、ロイヤリティといった資源国の歳入が、資源国の経済発展に適切な用途に利用されていないという実態が背景にある。

(2) 「豊富さの逆説」 “paradox of plenty” いわれることもある。

(3) 加盟に関する4つの基準：1) EITI実施のコミット、2) 市民社会及び民間部門と作業することへのコミット、3) 実施をリードする個人の指名、4) 利害関係者と同意した作業計画の作成

(4) EITI認証基準 (EITI Validation)：署名 (Sign Up) 4項目、準備 (Preparation) 9項目、公開 (Disclosure) 4項目、配布 (Dissemination) 1項目、企業による実施支援の検討、行動の見直し、外部評価の実施

アゼルバイジャン、ガーナ、リベリア、モンゴル、東ティモール

【候補国】28か国

アフガニスタン、アルバニア、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ（民）、コンゴ（共）、コートジボワール、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、マダガスカル、マリ、モリタニア、ニジェール、ナイジェリア、シエラレオネ、カザフスタン、キルギス、モンゴル、ペルー、イエメン、ブルキナファソ、モザンビーク、ノルウェー、タンザニア、ザンビア

2-2 支援国 16か国

オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ

2-3 主な支援企業、産業組織、国際機関

(1) 企業（下線は石油採取企業、その他は鉱物資源採取企業、太字は日本企業）

アルコア、アングロ・アメリカン、バリック・ゴールド、**BHP**ピリトン、**BP**、シェブロン、デビアス、**ENI**、エクソンモービル、フリーポート・マクモラン、三菱マテリアル、ニューモント、日鉱金属、リオ・ティント、シェル、住友金属鉱山、トタル、ヴァーレ、エクストラータ等

(2) 産業組織

米国石油機関（API）、国際金属・鉱業評議会（ICMM）、石油ガス生産国機構（OGP）等

(3) 国際機関

アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、IMF、OECD、世銀グループ

2-4 EITI 実施の枠組み

EITIは、【EITI原則】および【EITI基準】に準拠し、かつ、各国の作業計画が政府、企業、市民社会によって構成されるマルチ・ステークホルダー作業グループ（MSG）によって決定・遂行されなければならない。

【EITI原則】（2003年6月、第1回閣僚級会合において合意）

1. 天然資源の慎重な利用は、持続可能な開発と貧困撲滅に寄与する持続的な経済発展における重要な推進力であるが、適正に管理されなければ経済および社会に負の影響をもたらす。
2. 国民の利益にかなう天然資源の管理は、当該国の発展のために実施されるべきものである。
3. 資源開発による利益は長期にわたる収益の流れの中で発生し、価格に大きく依存する。
4. 政府の収支に関する一般国民の理解は、持続可能な開発に向けた国民の議論と適正かつ現実的な選択を促進させる。
5. 資源開発産業に関する政府と企業における透明性確保が重要であり、資金管理の公開とアカウントビリティ充実が必要である。
6. 資金の透明性の向上は、契約や法律を尊重する中で推進されるべきである。
7. 資金の透明性は国内および海外における直接投資環境を改善する。
8. 収益の流れと公的支出の管理に向けた、国民に対する政府によるアカウントビリティの方針とその実践が求められる。
9. 国民生活、政府の施策、産業活動における透明性とアカウントビリティに関する高い基準の設定を促進する必要がある。
10. 収支に関する情報公開において、一貫性があり実施可能で導入しやすいシンプルなアプローチが求められている。
11. 支出に関する情報公開においては、その国の採取産業に属するすべての企業が含まれていなければならない。
12. 問題の解決に向けては、すべてのステークホルダーが重要かつ適切な貢献をすべきである。その中には、政府および関連機関、採取産業の企業、サービス関連企業、多面的性格をもつ組織、金融機関、投資家、NGOが含まれる。

【EITI基準】（2005年3月、第二回閣僚級会合において合意）

1. 全ての原油、ガス、鉱業に関する企業から政府への実際の支払い（以下、「支払い」という。）と、政府が原油、ガス、鉱業企業から受け取った実際の収入（以下、「収入」という。）を、公に入手でき、包括的且つ分かりやすい形で、幅広い読者に対し定期的に公開すること。
2. 支払いと収入は、国際的な監査基準を適用した、信頼できる独立の監査の対象とする。
3. 信頼できる独立の監督者が、国際的な監査基準を適用して支払いと収入の整合性確認を

- する。監督者は数字の食い違いも含めて、その整合性確認に関して意見表明をする。
4. この手法は、国営企業を含む全ての企業に適用される。
  5. 市民団体はこのプロセスの設計、監視、評価に積極的に関与し、社会における議論に寄与する。
  6. 上記全てについての、公開された、財政的に継続可能な作業計画は、必要に応じて国際金融機関の支援を得て、当該政府によって作成される。その計画には、測定可能な目標、実施に向けた予定表、能力の制約の可能性に対する評価が含まれる。

## 2-5 EITI の実施プロセス

- 政府が公式声明を発表する
- ステークホルダー(政府、市民団体、全ての採掘産業企業)を特定する

↓

### セットアップ( 設立)

- マルチ・ステークホルダー委員会を組織する

↓

### プロセス( 工程)の整備

- 専門的支援の必要性を特定し、資金、援助を確保する

↓

### 公表と公開

- 報告の書式を策定する
- 企業と政府が監督者にデータを提出する

↓

### 市民への浸透と議論

- EITI レポートを発行する(数字に食い違いがある場合はそれを明記)
- 監督者がプロセスの改善に向けた提案を作成する

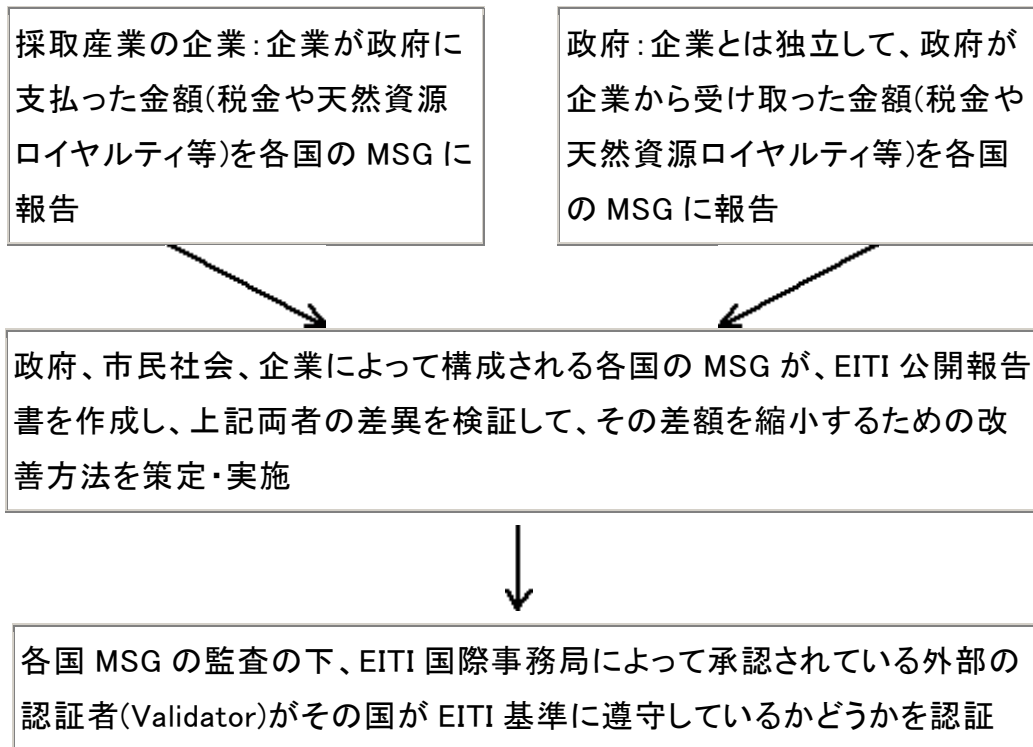
↓

### レビュー(振り返り)・プロセスをレビュー、改善する

- 実施計画をレビューする

( 出所 : 植松和彦「採掘産業透明性イニシアティブ ( EITI ) の概要」  
[http://www.jogmec.go.jp/mric\\_web/kogyojoho/2006-11/MRv36n4-12.pdf](http://www.jogmec.go.jp/mric_web/kogyojoho/2006-11/MRv36n4-12.pdf))

## EITI に則した資金の流れの透明性を改善する方法



(出所：フレンチ香織「採取産業透明性イニシアティブ(EITI)の仕組みと動向(その1)」

[http://www.jogmec.go.jp/mric\\_web/current/10\\_24.html](http://www.jogmec.go.jp/mric_web/current/10_24.html)

### 3 EITI の組織

- (1) 設立当初はイギリス国際開発省に拠点を置く国際事務局により支援・運営されていたが、2007年にノルウェー・オスロに国際事務局を設置。EITI理事会の政策決定の実施やEITI実施に向けた候補国と支援国・機関との調整等を行っている。
- (2) 国際事務局のスタッフは、事務局長、地域局長(4名)、広報部長、秘書、総務部長等で構成され、初代事務局長は、ヨナス・モーバーク氏(スウェーデン人)。
- (3) 2006年、候補国、支援国、市民団体、企業等の20の代表から構成される理事会が立ち上げられ、EITIの戦略的方向性、アウトリーチ、広報等について、2年に一度の閣僚級会合(総会)への勧告を行っている。

### 4 EITI の評価

- (1) 政府、企業、NGOがEITIに参加し、採取産業の企業活動の透明性を確保しつつある。
- (2) EITI原則・基準を定め、グローバルな観点から採取産業の活動を枠付けた。
- (3) 採取産業を国際的に規律する国際法や政府間国際組織がない現在、国家、企業、NGO等マルチ・ステークホルダーによるCSRの取り組みとして、注目に値する。
- (4) 常設的な国際事務局を持ち、マルチ・ステークホルダー間の利害や便宜を調整する体制が整っている。
- (5) キンバリープロセス等の他のマルチ・ステークホルダーによるCSRの取り組みに比肩する実績を持つ。

### 5 EITI の課題

- (1) EITI候補国から遵守国への移行が遅れている国や候補国から除外された国(赤道ギニア、サントメ・プリンシペ)がある。
- (2) EITIは国家にとっては任意のイニシアチブであり、国家が居直れば国家を拘束する力はない。
- (3) しかし、グローバル化の前向きな影響として、国家や採取産業は腐敗防止という国際世論を無視できなくなってきた。

(4) この国際世論という風をいかにうまく帆に受けうけることができるかが、EITI の今後の課題である。

【参考文献・資料】

EITI Rules including the Validation Guide, available at <<http://eiti.org/files/2010-02-24%20EITI%20Rules.pdf>> (last visited Jan.28, 2011)

EITI Fact Sheet, available at <<http://eiti.org/files/2010-11-25%20EITI%20Fact%20Sheet.pdf>> (last visited Jan.28, 2011)

David Weissbrodt, Stefan A. Riesenfeld Symposium 2008 "Realizing The Potential: Global Corporations and Human Rights": Stefan A. Riesenfeld Symposium 2008: MARCH 14, 2008, Berkeley, California: Speech: Keynote Address: International Standard-Setting on the Human Rights Responsibilities of Businesses, 26 *Berkeley J. Int'l L.* 373 (2008)

John Gerard Ruggie, CURRENT DEVELOPMENT: BUSINESS AND HUMAN RIGHTS: THE EVOLVING INTERNATIONAL AGENDA, 101 *A.J.I.L.* 819 (2007)

Rachel Kyte, CONFERENCE: THE NINTH ANNUAL GROTIUS LECTURE SERIES: 2007 Grotius Lecture Response: Balancing Rights with Responsibilities: Looking for the Global Drivers of Materiality in Corporate Social Responsibility & the Voluntary Initiatives That Develop and Support Them, 23 *Am. U. Int'l L. Rev.* 559 (2008)